

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第6回豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局(担当課)		清掃環境部資源循環課
開催日時		平成24年7月26日(木) 15時00分～17時10分
開催場所		区役所本庁舎4階 議員協議会室
議 題		<ul style="list-style-type: none"> ● 開 会 ● 議 事 (1) 前回審議会の確認事項について (2) 「金属・陶器・ガラスごみ」「粗大ごみ」の適正処理と資源化について
公開の 可否	会 議	公開 傍聴人数 1人
	会 議 録	公開
出席者	委 員	松波淳也、山田正人、藪田雅弘、長澤広幸、片岡康子、青柳文夫、瀬戸康肇、磯一昭、西山陽介、儀武さとる、永野裕子、中村丈一、高埜秀典、鷺崎智恵子、亀井一司、吉倉英子、三原真理子、関口教和、勝呂洋次、鈴木公一、木下政孝(敬称略)
	幹 事	資源循環課長、環境政策課長、環境課長、豊島清掃事務所長
	事 務 局	資源循環課清掃計画係長、資源循環課リサイクル推進係長、環境課環境保全係長

(午後3時00分開会)

1. 開会

2. 議事

○**会長** それでは、会議次第に沿いまして、本日の議事を進行してまいりたいと思います。議事の1点目、前回審議会の確認事項について、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○**資源循環課長** それでは、私のほうから資料の説明をさせていただきます。資料につきましては、事前に郵送等でお配りしてございますが、お手元に同じものを、この席上でご用意させていただいております。

まず一つ目が資料第6-1、前回審議会の確認事項についてです。

二つ目の資料が資料第6-2、「金属・陶器・ガラスごみ」及び「粗大ごみ」の適正処理と資源化です。

資料については、以上2点でございます。もしお手元におそろいでない場合は、事務局のほうにご指示いただければ、お届けに上がります。よろしいでしょうか。

それでは、右肩に資料6-1号とございます、前回審議会の確認事項をごらんください。時間の関係もございますので、できるだけ簡潔に説明いたします。それでは、座らせてご説明させていただきます。

資料第6-1号、前回審議会の確認事項でございますが、これは第4回、4月26日に実施いたしました紙類資源回収の審議の内容でございます。

なお、第5回につきましては、5月31日に中防等の施設の視察をしております。

審議会での主なご意見等ですが、資源化率について、処理施設で行っている不燃ごみの金属回収は資源に含まれていない。また一般廃棄物処理基本計画、ここでは一廃計画と記してありますが、その計画では、生ごみの熱回収を資源化に位置づけている。それぞれの品目でリサイクルの定義が一貫していない中で、一くくりにしてしまつて資源化率と言つていいのかどうか疑問があるというご意見をいただいております。

②といたしまして、行政と民間の役割について、古紙のように民間で循環する価値ある資源は、行政で回収・資源化するのではなく、民間主体で回収すべきでなかろうかというご意見をいただいております。

また、集団回収につきましては何点かございまして、集団回収では分別が徹底され、質のよい資源が集まる傾向が見られる。近隣2世帯など小規模でもできる集団回収の方法もあるのではないかと。23区に先駆けて「豊島方式」を開始した豊島区として、集団回収をどのように位置づけていくのが課題である。また、より地域に還元できるような行政回収と集団回収の役割分担の変更や新たなシステムが必要ではないか。集団回収には高齢者の見守りや声かけなどの機能もあるのではないかと。集団回収の主体をはっきりさせた上で、町会単位とマンション単位の集団回収の整合性をとる必要がある。行政

回収から集団回収へ移行するのであれば、区財政に影響のない形で移行すべきではなからうか。町会の側でも市況に敏感になるなど、積極的なシステムをつくり上げる必要があるのではないかというような数々のご意見をいただいております。

また、④でございますが、紙類資源の分け方・出し方について、排出者にとって、禁忌品がわかりにくい、縛って出すのが面倒であるなど、分別のコストが高いのが問題であるというご意見をいただいております。また、管理人のいないワンルームマンションなどの分別徹底が課題であるというご意見もいただいております。

事業系紙類対策につきましては、事業系紙類対策は小規模事業者が課題である。事業者でも、人も資金も余裕がなく、リサイクルまで回らないのが現状である。商店街としても、行政収集と民間収集を組み合わせるなど、工夫しているなど、さまざまなご意見をいただいております。

また、前回、4月の審議会の後にいただいたご意見といたしまして、分別と周知について、雑がみ回収の検討に当たっては、集荷された紙類がどのような工程や作業を経て、どのような分類で製紙工場等に出荷されているのかを考える必要があるというようなご意見をいただいております。ありがとうございました。

確認事項でございますが、集団回収をどのように位置づけていくのが課題である、排出者にとって出しやすい分別を検討すべき、事業系紙類対策は小規模事業者が課題であるというようなご意見をいただいております。

2番でございますが、先月6月21日に、事前にご案内しましたとおり、第1回の作業部会を開催いたしました。内容につきましては、まず、2ページの下でございますが部会の目標・検討手順の確認ということで、中間まとめの構成案を確認いたしました。

恐れ入ります、4ページ、5ページをお開きください。

4ページがこの中間のまとめの構成案の骨格でございます。章立てになっております。1が中間まとめにあたって、2が本区の資源循環システムの現状ということで、「2.1」「2.2」「2.3」というふうになっております。また、3番目が総論にあたる部分ですが、区の資源循環システムの基本的方向性について、基本的な考え方、また今後の方向性について、章立てをしております。また、4番目が各論に当たりますが、個別課題に関する検討の中間まとめということで、第2回審議会よりいろいろとご審議いただいております。プラスチック類、生ごみ、紙類、粗大・不燃中の金属類や有害物ということで、このような章立てを皆様にご提示して、確認させていただいております。

また、5番目として、今後の検討課題となっております。ここの囲みは、各章立て・項目の役割といいますか、そのようなものを説明させていただいております。

また、5ページですが、この中間のまとめ構成案の3番、「区の資源循環システムの基本的方向性について」を図も交えまして、このような考え方があるのではないかとということでご提示させていただき、また、ご意見もいただいたものでございます。

恐れ入ります。3ページにお戻りください。

3 ページでは、前回の部会で、6月21日にいろいろと確認したことやいただいたご意見等が出ております。

まず、総論の基本的な方向性につきましては、リサイクルの目的を明確にするとともに、コスト等をあわせて区民へ正確に伝えることでごみ減量への意識を育てることが必要である。民間でできることは民間で行うこと、みずから排出したごみに対して責任を持つ方向が望ましい。また、ご意見といたしましては、豊島区は多様性があることが特色ではないか。多様性は都市構造だけではなく、住民の多様性もあるのではないか。また、リサイクルの意義・目的につきましては、1人当たりのごみ量といった指標だけでははかれないものがあるのではないか。「共感」「感動」「達成感」が区民を動かす力となるのではないか。今後、行政は区民活動をつなぐ役割が大事ではないかというご意見をいただいております。

また、各論に当たる部分につきましては、各委員様からご意見をいただいております。例えば、ごみの分別徹底につきましては、PR戦略の検討が必要ではないか。例えば、団体による「良い分別コンテスト」といった発想はどうかというようなご意見をいただいております。また、小学校、大学などの教育機関も積極的な役割を担えるのではないか。出し方が悪い世帯や集積所に集中指導すべきではないか。不動産業者などとの協力体制を築き、転入者などへのケアをすべきである。分別改善の小規模なモデルプロジェクトを展開できないかというようなご意見をいただいております。

また、町会・NPO・教育機関・事業者など各主体の役割でございますが、「楽しく」「前向き」に加え、「無理なく」という活動を促進していくことが大切である。特に若い方の参加やお年寄りのケアなど、地域のつながりづくりが最初にあるべきというようなご意見をいただいております。また、コミュニティビジネスからの検討も必要であるというご意見もいただいております。

事業系ごみにつきましては、許可業者収集は排出事業所のコスト意識が働いている。小規模事業者も含め、コスト意識の徹底が大事だというご意見をいただいております。

以上が4月の第4回審議会並びに6月の作業部会の簡単なお報告でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、今、事務局から前回審議会の確認事項についてということで、ご説明、ご報告がございました。

その中で、第1回目の作業部会の報告もございましたが、部会長から1回目の作業部会のまとめや今後の方向性についてお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 ただいま紹介がありましたので、ほとんどその内容に尽きると思います。6月21日の2時から、半分ぐらいの時間を、この5ページにあります基本的考え方、要するに中間まとめの構成案、その中の3の部分に充てました。それから、後半は4番の個別課題に関する検討の中間まとめということで、主に、既に議論を済ませております1か

ら3までについて行いました。

色々な意見をいただいたのですが、まず、豊島区とは何かというところで、豊島区のよさ、メリットは何かということ、あるいは地域特性は何かということを考えました。やはり、そこにも集約されておりますけれども、多様性があるということです。色々な人がいるということになりますと、基本的にはバラバラになっていく方向性があると思うのです。しかし、そうではなくて、凝集していく、人と人との関係が常にあり、関わりのある、連携がある、絆がある、都市の中にあっても主体が結び合っている。そういう方向でごみの減量等も考えていく必要があるのではないかと。

そうしますと、ごみの政策というのは、基本的には3ページの(3)の②にありますように、結局は地域政策になるのかと思います。町づくりや世代間の連携、コミュニティビジネスの展開など、そういうことが大事になるのかと。そういう基本的な視点の中で、なおかつ、そうであったとしても、特に重要な点は、「民間でできることは民間でやる」ということです。やれる方がやる、協力し合ってやる、そういう方向性が大事なのかなということですね。

ごみの各論については、分別です。それから主体の役割の明確化、そしてコスト意識の徹底というのでしょうか。そういう方向性が必要なのかなということで、第1回ということでしたので、少し準備段階の話とか、そういったことに若干時間を割きました。ですので、次回、第2回の作業部会を8月あるいは9月ぐらいに予定しておりますけれども、その中では、さらに個別の話とか、より詰めた話をしていきたいと考えてます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの部会長のご発言も踏まえまして、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

○委員 まず、前回の確認事項で、資源化率に関して私も発言したのですが、勘違いしていた面もあるので、もう一回お話しさせていただきます。

資源化率ですが、区のほうで出されている「ごみ半減・資源倍増推進プラン」、そこでグラフの下のところに定義がございまして、資源化率イコール資源回収量(資源として回収しているごみの収集重量) 割る区の収集ごみ量プラス資源回収量。

ですから、これからいくと、資源ごみ回収重量比というふうにすれば勘違いしなくて済むと思うのですが、それをわざわざ資源化率という名称にしている。そういうふうにしたというその理由を教えてください。あるいは、資源ごみ回収重量比という名称ではいけないのか、そこを聞きたいと思います。

さらに、本日の資料で、金属・陶器・ガラスごみと粗大ごみから、この前皆さんと見学したように、鉄とかアルミが18%回収されているわけです。資源化率というのであれば、それも分母と分子それぞれに入れてみるのはどうかというふうに考えています。

それから、2番目として、雑がみの回収に関して、私のほうも後で質問できなかった

ので、いろいろ各区によって雑がみの分類方法が違うので、いろいろ資料が出ているんですけど、何でそんないろいろ出しているんですかというのを聞きましたら、雑がみがごみとして排出されているということと、品目ごとに縛って出すというのは区民の手間になっているという問題があるためと回答がありました。

実際、私も雑がみに関しては、いろいろ形が大小、これはいいんですけど、例えばラップの芯などは、円筒形になっています。そのようなものを縛って出すのはおっくうなので、紙袋に入れて出しています。しかし、それが集荷して出荷する間の作業工程で手間になっているのであれば、それは私も税金の無駄遣いだから改めないといけないとは思うのです。しかしその辺の雑がみの再生工程というのが全然わからないので、それを教えていただかないと、私のほうも判断できませんということを区の担当者の方に質問しました。本日の会議に出して委員各位で共有したいというご回答だったのですが、まだ資料ができていないということなので、出てきたら私のほうも判断したいというふうに考えています。

そうすると、この雑がみに関しては、確認事項の④のところで、禁忌品がわかりにくいとか十字に縛って出すのが面倒なので、分別のコストが高いのが問題であるというふうに書いてあります。しかし、私も会議の資料や議事録で、分別のコストという単語がどこに出ていたのかなと思い、その辺もはっきりしないものですから、それも教えていただきたいということです。

あと、中間報告のほうもまだ意見があるのですが、長くなるので、一たんこの2点だけにとどめたいと思います。

○会長 2点ほどコメントがございました。事務局のほうで、ご回答がございましたら、お願いします。

○資源循環課長 資源化率につきましては、一般的に使われている用語でございまして、この計画を立てた当時もそのような形で使用いたしました。ただ、ご案内のとおり、ごみ量自体は減っていますし、逆にプラスチック類等、製品は軽量化しておりますので、今、委員がおっしゃったように、重量だけで当時は倍増、半減と述べたのでございますが、確かに現在それだけでは苦しいなという感じを持っております。

もちろんキャッチフレーズといいますか、呼びかけとして、「ごみ半減、資源倍増」は確かにそのまま生きるのですが、実際に、それを毎年報告で、「%でどのくらい増加した」などとやっていくのは、現在、無理が来ているような感じになっております。

それから、2点目の雑がみでございまして、資源化施設でさまざまな資料がございまして、今、統一した資料を作りにくいというのが実情でございまして、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

それから、ご指摘の「十字に縛って出すのが面倒であることなど」と、分別のコストといいますか、これは分別の負担感が高い、負担感があるというような趣旨だと思いますので、こちらのほうは直しておきたいと思います。

○会長 委員、どうぞ。

○委員 多分、雑がみの話について私が言ったような気がします。分別のコストですが、コストというのは排出者にとっては恐らくごみを出しやすい、分別しやすいというような意味、心理的なコストというのがあるわけです。

若い人たちの出し方が悪いということを考えたときに、彼らにとって恐らく、分けるとか何か縛って出すとかというようなことにはかなり抵抗感があって、そういう意味でのコストだということで、実際にそれを処理するときのコストという意味で使ったわけではありません。おっしゃったように負担感と、そういう意味でのコストだと思います。

それから、資源化率なんですけど、ごみの有料化はどのぐらいの効果があるかみたいな話で、ごみの有料化をすると、例えば可燃・不燃に含まれているごみは資源に回るだろう。分別をして資源に回すので、資源がふえて、可燃・不燃のところが減る。そうすると、分子がふえて分母が減ることですから、資源化率が上がります。このことが一種の有料化の効果みたいなものをよく示しているのではなかったかと思うのですが、資源化率というと確かに誤解があると思います。

資源ごみで出したからといって、それが直ちに資源になっているわけではありません。つまり、それは分け方として分けたんだという話であって、多分、資源化率というのはその程度の意味しか持っていないんだらうと思います。多分そういう感じだと思うのですが、いかがでしょう。

○委員 そうだと思います。

○会長 いかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○委員 済みません。では、中間報告のほうについてお話しさせていただくと、確認事項ということで、①のところで、リサイクルの目的を明確にするとともに、コスト等とあわせ区民へ伝えるということで、「コスト等」とありますが、これが今までの資料を見ると、抜けていると思います。

やはり税金を使うのだし、経済性というのは非常に重要なので、環境経済学の先生もご参加されているわけですから、もう少しその辺をはっきり出して伝えるべきだというふうに思います。その辺を提案したいと思います。

それに関連して、例えば、これの5ページで、一番下のほうです。5ページの(3)のところで「家庭内の手間（見えないコスト）を考慮」とあります。要するに家庭内であればコストがタダだけど、それが外に分別されないで出れば、税金が使われてコストがかかる。そういうことを知らせるような形にして、分別を徹底させるという、そのコスト意識を保っていくというのも私は一つの手だと思うので、ぜひ報告の中でそういう経済性についても言及していただきたいというのが1点です。

それから確認事項の2番目で、民間でできることは民間でという部分です。これは、5ページ目の(3)区民、事業者の役割のところ、「民間でできることは民間で」とキャッチコピーみたいにして書いてあるんですけど、これは非常に紛らわしい用語であって、

多分、この上のほうの（２）区が果たすべき役割についてというところで、「市場で循環するものは民間で」ということを言いかえたのではないかと思うのです。この表現だと、民間でできるということが、下手すると、技術的に可能か可能でないか、そういうふうには解釈されやすいので、非常に紛らわしいんじゃないかなと思います。この辺は、どういうお考えでこういうキャッチコピー的な表現を使われているのでしょうか。

その２点お伺いしたいと思います。

○委員 大変建設的なご意見、ありがとうございます。まだ、中間報告ですので、これからまとめていく、あるいは議論をさらに深めていくという方向でございますので、そのご意見を反映させていければというふうに思います。

まず、１点目のコストを区民へ正確に伝えるということですが、前の資料に出ていなかったでしょうか。１人当たりのごみの経費ですが、これが大体１人当たりだと１万６,０００円から７,０００円ぐらいかかっています。そうすると、水道代に匹敵するようなコストです。本来なら、家計負担になっているわけです。それが税金で賄われているために、その負担感というのがないということですから、有料化が必ずしもいいとは思いませんが、そういうことも、要するに経費負担というものを直接幾らぐらい負担しているんだということを実感できるような情報の伝達の方法というのはどういうものだろうかということ、その辺もあわせて、費用の状況というのを明確に伝えるということの必要性は、そのとおりだと思います。

それから、２番目の民間でできることは民間でということなのですが、これも多様な側面を持っておりまして、家庭系と事業系で恐らく異なる意味合いを持つと思うんです。

この事業者の役割についてということでは、豊島区の場合には、基本的に国の廃棄物処理法第３条において、事業系ごみについて考えると、本来ならば、事業者は事業者の責務で自分のごみを処理しなければならないということになっているわけです。ところが、実際にはそういうことではなくて、多少サービスをするということになるわけですから、そのあたりは少し詰めて考えて、その辺のシステムみたいなものについても言及し、考えていくという意味合いも多少含まれていると思います。紛らわしいというご意見でしたので、２の区が果たすべき役割についてとあわせて、少し詰めて考えていきたいとは思っております。

○会長 基本的に「民間でできることは民間で」というのは、２の部分の民間でということ、指す内容なのですか。５ページでいうと、区が果たすべき役割についてというところでしょうか。

○委員 これは難しいところで、例えば、３の家庭内の手間を考慮ということですが、これも民間としての排出者ですね。排出者が責任を持って分別をするということは、本来ならば、その分別をして収集するという責務の中で考えると、それが、家庭が担うということになります。それは民間といえば民間というか、家庭も主体としては民間と言えるのかもしれませんが。

ですので、そこまで含めると、今日も恐らく小型の家電類についての議論が出るとは思いますけれども、そのあたりで、それはマーケットで考えられるということだと思います。例えば家庭内の手間、コストというのは、マーケットに本来そもそも乗らないということですから、やっぱり分けて考える必要があるのかなと思っています。

○会長 若干、家庭の行動も入っているからということで、市場でではということではなく、こういう表現になっているんですね。

ほかにご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

実は、コストという言葉なんですけれども、経済学ではオポチュニティーコスト等、実際に金銭化されていないものも含めて、「負担感」という意味でよく使うので、そういう言葉が出ています。実際に、現実の言葉として、コストという言葉はそういう二面性を持ってしまうので、そこは使い分けをしたほうがいいのかもしいかなというのは、今の議論で思いました。

あと、資源化率に関しても、さまざま定義が、国の資料、都道府県の資料を見ましても、色々な意味で資源化率、あるいはリサイクル率という言葉を使っていますので、その点は慎重に使う必要があって、使った場合にはどういう意味、どういう定義かということを確認する必要があると思います。その上で使うのはいいと思います。ただし、ここでの資源化率というのは、一般的に使っているということですが、その定義については明確にする必要があると感じました。

現在、部会のほうは中間まとめをお願いしている状況ですが、引き続きよろしくお願ひいたします。

では、次の議事の2点目のほうに進みたいと思います。

○資源循環課長 それでは、資源循環課から資料の説明をさせていただきます。

資料ですが、右肩に資料第6-2号とあります、「金属・陶器・ガラスごみ」及び「粗大ごみ」の適正処理と資源化をごらんいただきたいと思います。それでは、座らせて説明を続けさせていただきます。

まず1ページでございます。「金属・陶器・ガラスごみ」及び「粗大ごみ」の経緯でございます。昭和39年、東京オリンピックが開催されたところでございますが、大量生産、大量消費、大量廃棄の時代が到来いたしました。

その後、昭和44年、粗大ごみ収集の開始が東京都において開始されております。新たに適用すべき廃棄物が増加したということでございます。また、粗大ごみを集積所収集から、このころ申し込み制に順次変更しております。集積所で収集を始めたんですが、産業廃棄物の不法投棄や、また粗大ごみの大量投棄が多かったために、いっぺんに処理できないということで、申し込み制に順次変更していったという経過がございます。

また、昭和48年でございますが、可燃ごみ・不燃ごみ、失礼しました、これは回収ではなくて「収集」でございます、分別収集の開始がございました。不適物の焼却がもたらす公害の除去や焼却効率の向上のため、可燃ごみ・不燃ごみの分別収集を昭和48

年に開始いたしました。

また、平成3年には、有料シールによる粗大ごみ収集、失礼しました、こちらの回収も「収集」にお直しいただきたいと思います。粗大ごみ収集の開始がございまして、負担の公平化とごみ減量を目的に品目別に手数料を徴収していたという制度でございます。

平成20年になりまして、廃プラスチックサーマルリサイクルが開始いたしました。それまでプラスチック類、ゴム・皮革類、それに陶器、ガラスごみ、金属等が不燃ごみとされていたのですが、このうち、プラスチック類、ゴム・皮革類を可燃ごみに移行させまして、この不燃ごみからそれらのものを除いた金属・陶器・ガラスごみという名称に変更いたしまして、現在に至っているわけでございます。

また、これに伴いまして、それまで不燃ごみは週1回収集しておりましたが、月2回の収集回数に変更しております。この廃プラスチックサーマルリサイクルの開始でございますが、第一に、東京湾の最終処分場の延命化が第一の目的でございますし、また、2番目といたしまして、焼却技術が進歩いたしまして、プラスチック類、ゴム類も安全に、かつ効率的に燃やす技術が進歩したという社会情勢の変化もございました。

2番、排出量及び排出状況についてです。「金属・陶器・ガラスごみ」及び「粗大ごみ」の排出量の推移でございます。恐れ入ります、このグラフ、正確に申しますと、平成12年度から19年度まで1万7,849トンから19年度の1万5,154トン、ここまでは先ほど申しました不燃ごみの処理トン数でございます。表題が「陶器・ガラスごみ」の排出量となっておりますが、資料は少し不備がございまして、申し訳ございません。

それから、下のほうの白い棒グラフの部分は、粗大ごみの排出量トン数でして、平成12年度は2,022トン、平成22年度、直近ですと、一番右側でございますが、1,798トンとなっております。ごらんのとおり、平成20年の10月にサーマルリサイクルが、1年のうちの6カ月経過した時点で開始いたしましたので、不燃ごみがこのグラフの上では8,655トンとなっております。そして、21年度は、これは丸々もうサーマルリサイクルを実施した後でございますので、厳密にはここからが金属・陶器・ガラスごみの排出トン数となっております。

ちなみに、このグラフでは22年度までですが、昨年23年度の速報値ですと、粗大ごみは、昨年は震災後の影響がよくわからないのですが、粗大は2,034トンと前年に比べまして約10%を超える増加になっております。金属・陶器・ガラスごみにつきましては、2,916トンで約5%の減となっております。

恐れ入ります、2ページでございます。23区の「金属・陶器・ガラスごみ」の排出状況でございます。家庭系一般廃棄物排出実態調査より出したものです。

金属類ですが、これは缶とか刃物、飲料水の缶とか、それから、やかん、鍋等でございます。また、ガラス類は、瓶、コップ、割れたガラス等が主な内容です。陶磁器は食

器が主なものでございます。小型家電につきましては、ドライヤーとかかみそりとか、その他小さい電気製品でございます。プラスチック類は、資源回収をしておりません。ボトルタイプの容器等がここに入っております。また、製品によっては、金属部分と、プラスチック部分が分離しがたいものも、こちらのほうに出されております。それから、電池、蛍光灯、その他の不燃でございます。

可燃物で6.2%入っておりますが、これにつきましては、いろんな要因が考えられますが、すぐに考えられるものとしたしましては、現在、「蛍光灯等は空き箱に入れてお出してください」というふうになっておりますので、この程度ですと、製品の外箱と一緒に収集されているのではないかというような推測も成り立っております。

それから、2ページの下でございますが、区の不燃系品目の「金属・陶器・ガラスごみ」、「粗大ごみ」、「資源」への排出量ということになっております。表側のほうにびん、かん、金属類、ガラス・陶器類、小型家電類等がございます。それから、表頭ですが、収集の形態をルート別に書いてございます。金属・陶器・ガラスごみ、2番目が粗大ごみルート、3番目が新資源回収、いわゆる行政回収ルート、4番目が集団回収・拠点回収ルートでございます。このような状況になっております。

ここから推測できることは、びん、かんについては、ほぼ資源回収、新資源回収のところをごらんになってわかるように、びんが91.5%、かんが92.2%と大体新資源回収、行政回収で回収されているという状況が推測できます。また、乾電池につきましても、下から3番目、金属・陶器・ガラスごみで65%、あと拠点回収を現在しております、20トン、35%というようなことが読み取れる次第でございます。

恐れ入ります、3ページでございます。豊島区におきます分け方と出し方と処理の流れでございます。これは、年に1回、年末にお配りしております「資源回収・ごみ収集のお知らせ」から抜粋したものでございます。

金属・陶器・ガラスごみにつきましては、このような分類になっております。そこに小型の金属類ということで、カイロなどがあります。これはカイロといいましても、使い捨てタイプのものでございまして、中に鉄分の鉄粉が入っておりますので、金属扱いとなっております。

それから、中段のほうに、容器または袋に入れ、朝8時までにこれらのものを出していただくとなっております。特に小型の刃物類や陶器・ガラス類につきましては、その注釈がございましたように、新聞などに包んで「危険」と表示して出していただくことをお願いしております。

また、3ページ下で、注意ということで、水銀を含む製品、それからスプレー缶、カセットボンベ、ライターなどが、蛍光灯については空ケースなどに入れて出してください、また、体温計とか水銀血圧計につきましては、はっきりと水銀を使った体温計であるとわかるように出してほしいというお願いもしております。

スプレー缶、カセットボンベ、ライターにつきましては、必ず使い切ってから、ほか

のごみとは別の袋でというふうになっております。特に、このスプレー缶、カセットボンベ等は火災が収集中に発生しておりまして、平成23年度ですと、豊島区におきましては、車両火災が3件、発生している状況でございます。

恐れ入ります、4ページでございます。乾電池、蛍光灯につきましては、区内の公共施設で拠点回収をしております。4ページの上のほうで、乾電池は、区内公共施設31カ所で拠点回収をしております。それから、蛍光管につきましては、今年の6月、先月からでございますが、区内公共施設9カ所で特別な収集箱を設けまして、回収を開始いたしました。右側でございますのは、これは先週納品されたチラシ、ポスターでございます。このような形の周知チラシを今後積極的に配付して、ご協力をいただきたいと思っています。それから、プリンターのインクカートリッジも拠点回収しておりまして、区内公共施設26カ所で収集しております。

それから、その下、(3)番、粗大ごみでございますが、一辺が30センチを超えるものを粗大ごみとして取り扱っておりまして、処理手数料を徴収して、事前申し込み、電話予約でございますが、収集しております。粗大ごみ処理券と言われるものでございまして、この制度につきましては、平成10年10月より東京都自体に開始したものでございます。A券が200円、B券が300円というようなシステムになっております。

下のほうは、粗大ごみの処理手数料の代表例でございます。特に多いのが、布団やいすでございます。左側の欄の2番目にいすがございます。ソファー以外ということで手数料300円です。それから、布団につきましては、右の段の下から6番目に300円というような形で、現在このようなシステムで粗大ごみを別途収集しております。

恐れ入ります、5ページでございます。これらの金属・陶器・ガラスごみ、粗大ごみの処理の流れでございます。まず、左側に金属・陶器・ガラスごみ3,069トン。それから、その下に粗大ごみ、中段でございますが1,798トンとございます。その上に、これを合算したトン数、4,867トンと点線の丸印で囲んでございますが、これが豊島区において22年に発生した、ガラスごみ、陶器ごみ、金属ごみ、粗大ごみの合計トン数でございます。それを、矢印がついておりまして、陸上中継所、船舶中継所があります。また、粗大ごみにつきましては、そこがございますように粗大ごみ中継所がございます。そこで積みかえ等を行いまして、さらに右側、これは5月31日に委員の皆様にも実際に視察していただきました不燃ごみ処理センター、または粗大ごみ処理センターへ持ち込むわけでございます。

その後、処理の後、ご案内のとおり、新海面・中防外側での埋め立て、または鉄・アルミ等につきましては回収、また可燃と分けまして、それらについては再度焼却するというものでございます。

その表の上のほうに豊島区の地図がございまして、イメージでございますが、小型プレス車と言いまして、これで運んだ粗大ごみにつきましては東池袋二丁目にごございます粗大ごみ中継所に持っていきます。そこで大型の車両に積みかえまして中央防波堤の粗

大ごみ処理施設へ運びます。

また、その隣に23区の地図がございますが、これについては金属・陶器・ガラスごみ類でございます。一つのルートは北区でございます堀船不燃中継所、ここで船に積み込みまして、川を通しまして中防まで運んでいく。もう一つのルートが、新宿区の大久保に新宿不燃中継所というのがございます。こちらのほうに大体、小型プレス車10台分を1台の大型のコンテナに積みかえまして、それを、やはり5月31日にごらんになった不燃ごみ処理センターに運び込むというような流れになっております。

ここに書いてありますトン数につきましては、豊島区におきます平成22年度の実績値の数字を、右下の注にございますように、東京二十三区清掃一部事務組合の年報で発表していますそれぞれの処理の全体量で、その資料をもとに按分して推測して出したトン数でございます。

恐れ入ります、6ページでございます。以上、さまざまなグラフ、それから流れ図等をごらんいただきましたが、ここで整理させていただきますと、まず、6ページの一番上段でございますが、現状といたしましては、「びん・かん類」は9割以上が資源に排出されている。

2点目といたしまして、「金属・陶器・ガラスごみ」、「粗大ごみ」は一部金属回収を中防のほうで実施しておりますが、大体7割を超える、76%が埋立処分されているということが推測されます。

また、③といたしまして、「金属・陶器・ガラスごみ」の中には、水銀等の環境に悪影響を及ぼす物質も含まれており、適正な処理・処分が求められている現状でございます。

中段でございますが、これより基本的な考え方でございます。リサイクルの目的・意義といたしまして、資源の有効活用、それから、やはり埋立処分場の限界というのがございますので、埋立処分量の削減というのが大きな目的・意義になるかと考えます。

また、そこにおけます自治体としての行政の役割でございますが、危険有害なもの適正な処分、また、そのままでは市場で回らないもの、取引されない、また処理されないものを、そういう資源を有効活用していくことが役割ではないかという、基本的な考え方がございます。

下段でございますが、論点整理といたしましては、まず分別のあり方ということで、区民がごみの排出をいたします。その次に、行政である区が適正な処理とリサイクルということで、この矢印の横の流れが大方現在の状況でございます。一番右端の中間処理や最終処分まで行くのですが、今回ご審議、ご議論いただきたいのは、その斜め下に流れる線でございます。家電量販店の小型家電回収とか、そういう民間活動がある。また、民間による高度な金属回収も行われているということで、このあたり、民間と行政の役割の検討ということで、区として、どの程度、民間と区との間で役割の分担をするか、していけばよろしいかというような検討をお願いしたいと考えております。

また、7ページでございますが、これは現在の豊島区の分別の状況でございます。左側のほうに品目別にご書いてございます。表側が金属・陶器・ガラスごみ、その下が粗大ごみ、乾電池、蛍光灯。下のほうでは、区では収集していないもので、パソコンとか自動車、オートバイ、家電4品目等がございます。

中央の段でございますが、それに対して、区の取り組みでございます。また、その右側が民間での取り組みで、表の見方といたしましては、金属・陶器・ガラスごみについては、区はこのように不燃ごみ処理センターで共同処理をしている、処理施設で鉄分、アルミ分を回収している。民間では、家電量販店での買い取りがある。また、携帯電話販売店では回収している。

また、粗大ごみにつきましては、リサイクルショップやフリーマーケットが民間で実施されているというような表になっております。乾電池等につきましても、ボタン電池等は電気店や時計店などで回収する。区が回収するものは通常の乾電池というようなことになっております。蛍光灯につきましては、民間で回収している取り組みはございませんが、豊島区としましては、他の自治体の例を見まして、区内9カ所の公共施設で拠点回収を、今年の6月から開始している形になっております。以上がこの表でございます。

恐れ入ります、8ページでございます。これは行政と民間の取り組み事例ということで、他の自治体での取り組み事例でございます。

8ページ、世田谷区でございますが、粗大ごみの中継施設で金属が含まれるものを選別保管いたします。選別保管した金属複合物を民間業者へ売却しているという取り組みをしております。ちなみに、この民間事業者等への売却でございますが、前回ご視察いただきました株式会社リーテムでございます。

また、②足立区でございますが、足立区では、燃やさないごみ（不燃ごみ）と粗大ごみを収集し、区内民間業者で資源化处理をしております。収集物を小型家電類、金属、ガラス、蛍光灯、プラスチック、陶磁器などに手選別をいたします。手選別したものをさらに破碎・分別作業をし、再生処理をしているという取り組みを行っております。

③でございますが、調布市でございます。粗大ごみを収集後、小型家電等を抜き出し、市の職員、市が手で解体をする。取り出した部品を6種類、モーター、トランス、マグネトロンの部分と、それから電子基板の部分、それからハードディスクの部分、コード類、金属複合材、プラスチックに分けて、民間事業者へ売却する取り組みを行っております。

また、恐れ入ります、9ページでございます。④ですが、所沢市では、月1回、「小型家電製品の日」というのを設けて、その日に市民の方々から収集しています。市民の方は透明袋に入れて排出する。回収品目は、主に電気ポットとか炊飯器、掃除機というようなものが多いということでございます。

また、⑤でございますが、練馬区ですが、今年の4月から小型家電9品目について、区内7カ所の施設、場所で拠点回収しています。写真にありますように、少し大型のボ

ックスを設置して、9品目に限定しまして拠点回収をしているということです。回収した小型家電は、区のリサイクルセンターで、職員の手で解体し、民間業者へ売却という取り組みを始めております。

どの程度収集できたかというのは、まだ、今年始めたばかりですので、私どもでも情報を入手しておりませんが、一定程度の期間が経過してから情報等を得ていきたいと思っております。

10ページでございます。10ページにつきましては、こちらは今ご紹介いたしました世田谷区から練馬区までの取り組みを表にしたものでございます。表頭に処理方法、それから自治体名、それから右側に特徴ということで、それぞれ書いてございます。

それぞれ特徴をよくごらんいただきたいと思えます。それぞれ効果もありますし、人件費やコストがかかるとか、一長一短あるという状況がわかっております。

それから、10ページの一番下でございますが、これは徳島県上勝町の事例でございまして、人口1,800人程度の町の場合、日本で初めてゼロ・ウェイスト宣言ということで実施しております。資源物を34分別し、町内1カ所のごみステーションに排出ということで、このような写真にございますように、34のボックスや分類場所があり、それぞれに町民の方が入れていくという制度をとっているという例もございます。

それから、11ページでございますが、これについては民間企業の取り組みということで、11ページの上段は携帯電話ショップの取り組みを図示したもので、ホームページより抜粋したものでございます。

それから、11ページの下は、充電式電池リサイクル協力店という取り組みでございます。ニッケル水素電池やリチウム電池のような充電式電池を、まとめてボックスを設置して回収しているという取り組みが紹介されております。

恐れ入ります、12ページでございます。12ページにつきましては、これは皆様もよくご利用なさる方も多いかと思えますが、豊島区でも拠点回収でこのボックスを置いております。インクカートリッジ、プリンターメーカー6社による「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」ということで、カートリッジ専門のボックスを設置して収集するという取り組みがございます。

また、12ページの下ですが、これはビックカメラの一例でございます。一部家電量販店でも家電リサイクル法対象物以外の家電について、下取りや買い取りのサービスを実施しているというようなものをホームページから抜粋させていただきました。

13ページでございますが、法制度ということで、まずご案内のとおり、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、それから洗濯機類、こちらのほうはもう10年を経過しておりますが、平成13年4月に家電リサイクル法が制定されまして、家電4品目は原則として小売店で回収し、メーカーの責任でリサイクルする。小売店を通さないで回収したい場合は、家電の受付センターのほうにお電話していただいて、実費を払っていただいて処理するという形をとっています。

それから、(2)番のパソコンのリサイクルでございますが、こちらは平成16年10月から実施しております。法律といたしましては、資源有効利用促進法という法律に基づきまして、各パソコンメーカーによる回収、リサイクルを義務づけております。

(3)番目でございますが、こちら小型家電のリサイクルということで、これは現在、国会で審議中でございます。正式には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」ということで、詳細につきましては、下に囲みでいろんな流れがございますが、こういうものが審議中ございまして、認定事業者には廃棄物処理法上の許可が不要になるなどの特例を検討しています。また、自治体の立場といたしましては、本スキームでの分別回収を担うことが期待されておまして、参加については任意になります。形としては、容器包装リサイクル法に類似したスキームで現在検討中というような状況でございます。これにつきましては、環境省のホームページから抜粋しております。

事務局のほうからの資料説明は、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

「金属・陶器・ガラスごみ」「粗大ごみ」の適正処理と資源化ということで、内容に関して、資料6-2に関してのご説明がございました。この資料、それから報告に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

要は、現状の豊島区の不燃ごみ等の処理方法に関して、今後どうすればいいかということについて、今のご説明の中で、その方向性のような部分が、主に論点整理で6ページというのがございます。そこで論点整理されております。特に、ここでは小型家電等の売却という部分や、民間による高度な金属回収、民間と行政の役割分担としてどうすべきかというのが特に議論していただきたいというポイントではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○委員 そういう論点ではないのですが、一つここで私が大事だと思っておりますのは、この現状の中の丸の三つ目のところです。どうも今までの話ですと、資源回収、リサイクル、という流れで押していますが、廃棄物処理には物質管理、有害物質の管理というガバナンスの側面もありまして、やはりその辺はしっかり保っていかなくてはいけないと思います。

というのも、今のところ、東京都は焼却施設から水銀が出たので、水銀は特に気を付けているのですが、実は有害物質はほかにもあって、例えば家庭用の機器にも昔のものにはアスベストが使われております。それをどうすればいいのかとか、また、都会なので余らないと思いますけども、例えば家庭の農薬や殺虫剤などは「余ったのをどう処分すればいいのか」、「流してもよいか」という話があります。さらに医薬品の中には環境に影響を与えるホルモン剤のようなものもございます。

それから、今、拠点回収しているニッカド電池、これはニッケルカドミウム電池ですから、当然カドミウムという有害物質が入ってございます。

こういったものをどのように出したらいいのかというのは、別に豊島区だけではない

のですが、課題となっています。問題が既に起こった水銀や、車両火災の起こるスプレー缶などは割としっかりとインストラクションがあるのですが、ほかのものについては全くないというのが現状でございます。

ニッカド電池は拠点回収するということになっているのですが、こういう危ないものを面倒な出し方をさせるのは一体どうか。結局、面倒になって、ぼいっとごみの中に入れてちゃいますよね。そんなところまで一々持っていくのは面倒くさいし、小っちゃいものですから、というような事態に対するガバナンスを、もう少しこの中には入れていただきたいと思います。

以上です。

○会長 非常に重要な論点で、論点整理の中では、リサイクルの目的の中の重要な目的で、資源有効活用というのがあると思うのですが、区のごみ行政の重要な使命として、有害なものだって資源になるという側面があります。有害なものに関しての管理という側面があるのではないかということで、特に今のボタン電池の話にもございましたとおり、拠点回収の形ですから実際は出しにくい状況になっています。これをどうするかというのは、例えば、もうちょっと出し方について、さっきの話で言うところの、分別のコストを下げるような方法はないだろうか、そういうことだと思います。

○委員 今の委員のお話と重複するところがあるのですが、私も、この基本的な考え方の2番目とも関係してくる論点だと思うのです。

有害・危険なものをどうするかというのがまず先に来るべきじゃないかと思います。最近になって、水銀に関しては清掃工場が止まったこともあり、都内でも積極的になりました。ですが、蛍光管については、私が議員になりたてのときからずっとやっていて、もう10年前から言っています。やっとならでも、ことしの6月からということで、水銀が有害だということはずっと言われているけれども、ちょっと横に置いておいて、やりにくいものは後回しというか、そういう中でずっと進んできたと思うのです。

だけでも、考え方としては、行政の役割と民間というのを整理するに当たっても、行政として一番先にやらなきゃいけないことは危険有害なものの扱いをどうするか、その議論を先にやって、その後、リサイクル、個別の議論じゃないかというふうに思います。

7ページの表にもあるように、民間でのリサイクルのルートがかなり出来てきてます。だから、そこに任せられるものは任せていってもいいと思うのです。ただ、小型家電とか金・銀とかで収益が上がる部分があるかと、そういうものについては、また位置づけが変わってくるかもしれないですが、民間に任せて、そのままメーカー回収をしたほうがコスト的にも安い、有効活用になるというものに関しては、どんどんそれを利用すべきだというふうに思います。しかし、行政の役割として考えたときには、できないことをまず先にやるということが重要な論点ではないかというふうに思います。

それで、各論のところというか、個人的な興味もあって伺いたいんですけど、一般質問でも取り上げたばかりなんですけど、蛍光管について、今回、拠点回収が始まりました。

北海道のイトムカの野村興産に持っていくことになったわけですけど、この処理ルートについて、私はいろいろ意見があります。既に庁舎から出るものについては、二、三年前からメーカー回収が始まっています。

先ほども言ったように、メーカー回収のほうがコスト面という部分ですぐれているところがあると思うのですが、所管が違うというようなお話もあったんですが、これについてはどういうふうに整理しているのか。民間からの拠点回収だけ野村興産に持って行って、庁舎、公共施設から出るものはメーカー回収を続けるのかどうか、これはどういうふうに考えているんでしょうか。

○会長 事務局、どうでしょうか。

○資源循環課長 メーカー回収の件でございますが、区の庁舎のように統一的な製品でしたら可能ですが、区民の方が排出される廃蛍光管につきましては、いろんなメーカーがございます。区民の方が排出される蛍光管につきましては複数のメーカーなので、私もメーカー回収をしているということは存じておりますが、現実的に受け入れてくれるその他の処理業者のほうにお願いしているわけでございます。

○委員 これは議会のほうでも少し触れて、私も確認が不十分だったんですけども、本当に有効なリサイクルの仕方ということで、既にやっているものも含めて、検討は必要じゃないかと思っているのです。

先ほど野村興産について異論というか意見があるという話をしたのは、蛍光管に関しては有害物質であるというものと資源であるという部分があって、蛍光管の中にも希少金属が結構入っています。蛍光管リサイクルを割と早くから始めたところは、大部分がガラスと、次に多いのがアルミなわけですけども、その中の希少金属はかなり高価に取引ができる。特に、ど忘れしましたが金と同じぐらいのルートで乗るものもあるとか。資源有効活用という部分で言えば、中国との関係でレアメタルが輸入できなくなって、ある意味の危機管理として国内の金属鉱山をしっかりと有効活用していこうという議論もあったわけです。それには実際、蛍光管も重要なものであるという意識が必要だと思うんです。そういうことも含めたりサイクルのあり方をしっかりと個別にきちんと検証する必要があると思うんですけど、今のご答弁を聞いても、それは、しっかりとできているのか、どうなのかなというような気がしております。

以上です。

○会長 今のご議論の中で、行政の使命としては危険有害なものを適正な管理というところが第一であるべき。これは確かにそのとおりだと思います。

一方で、第一はそこですけども、資源有効活用のコストの最小化というところも必要かと思えます。しかし、その兼ね合いの部分、ここをどうしようかと、どうするべきかというのは個別に十分検討する必要があるという、そういったご意見だと思います。それはもうまさに民間と行政の役割をどう分担するかということの決め手になる考え方で、やっぱり危険有害なものをどう適正に扱うかということが第一になればならない

というのは、重要なご指摘だと思います。

今の蛍光管に関してなんですけど、これも若干矛盾がある側面があると思うので、これについては十分議論しなくてはいけないと思います。

7ページを見ますと、現状、区での状況と取り組み、民間で何がどうしているかということが整理されていますけども、民間でできるところは民間にというのは、確かにそのとおりだと思います。ただ、民間でできるとしても、危険有害性という側面を見た場合に、すべてを民間にとはいえないところもあると思うのです。その場合に、豊島区でどう考えるかというのも重要な部分だと思いますので、何かございましたら、お願いしたいと思います。

では、お願いします。

○委員 おっしゃるとおりで、プライオリティーはもう有害物質をどういうふう処理していくかということで、これを回収したり処理したりするというのも大事ですけど、やはり使わせない方向で物がつくられていくという、EPRという方向に持っていけないといけないと思うのです。

水銀はいろんな世論の話もあって、例えば、電池でも普通の一次電池については、90年代の初頭ぐらいからほとんど使われなくなりました。二次電池について、先ほどのニッカドカドミウム、これはまだありますよね。ですから、これを使わせないようにするために、民間業者がつくる団体がリサイクルをするときに、それについて十分コストを支払わせるような仕組みみたいなものが必要になるんだろうと思うのです。つまり、こんなものをつくっちゃったら費用がかかってしょうがない。だから、もっと費用のかからないものをつくろうということで、安全・安心ということにつながっていくようなものがベストだと思うのです。

だから、それは乾電池、それから蛍光管というような、比較的何となく有害なものが入っている可能性があるという疑いのあるものについてはもちろんですけど、普段何げなく、例えばプリンターのインクを使っているけど、果たしてあれは大丈夫なのかとか、いろんなことがあります。

ここで民間に任せるということがもし経済性、その他で有効であるならば、その方向で持っていくとしても、一番重要な有害物質等がちゃんと適正に処理される、そういう仕組みを構築していく必要があるのかなと思います。

もう一つ、特に今回出されている小型家電の回収で、これは前リーテムを見させていただいて、調布市がリーテムにお願いしてやっているということのようですけども、量としては小型家電類521トンですか。全体の40%、2,390トンの中の521トンですから。ただ、これは都市鉱山という話もあって、あのときに見させていただいて、大変将来性のある、そういう資源回収かと思いました。

その場合に、問題は、もし小型家電がペイするのであれば民間に任せておけばいいわけですよ。放っておいても、向こうのほうから「集めさせてください、あとは全部や

りますから」という形で、最初から有価物になると思うのです。そうでなければ、分別して、先ほど市職員の方が手で解体して取り出した部品を分けて、民間業者へ売却するというのが調布市のやっていることですが、ここまでは行政が費用を払っているわけです。本来なら、その費用までもし、仮に本当に有価物であるということで考えたときに、それまでペイするんであれば、行政としてどこまで負担すべきかという問題が起こると思うのです。

確かにいろんな仕組みが考えられると思うのですけれど、やはり最初にお話ししましたように、民でできることは民でやる。もちろん安全性の問題も大事なんですけども、そのところをどうシステム設計していくかということを考えていく必要があるのかなというふうに思います。

○**会長** 世田谷とか調布でやっている小型家電に関して言うと、これは練馬もそうですね。

これは職員さんが解体して、それを民間業者に売却ということになっているのですが、これは解体しないとペイしないということの意味するのでしょうか。

そうすると、委員がおっしゃるとおり、職員を使っているわけだから、そのコスト面は税金を使ってペイする形にして、それを民間業者でペイさせているというふうにも読めなくもないのです。そうすると、この部分をどうするかということも考えるところだと思います。

その部分が、最初から分別コストというか分別の負担感がなければ、最初からペイする形で排出されることになるんですけども、現状はそうでないということの意味します。そうすると、分別方法、収集方法を改善することで、最初からペイする形で排出されることになる。だから、そこをどうするか。

○**委員** 2011年8月22日の朝日新聞に、小型家電のリサイクル料なしで採算がとれるという記事があるんです。それで、環境省が計算した小型家電のリサイクルに関して、コストベネフィット分析しているんですけども、ベネフィットのほうがコストをかなり上回っているんです。

2まではいきませんが、具体的な数字としては1.5程度だったと思うのです。そうすると、この記事に書いてあるのは、業者や自治体の協力で処理コストを抑えれば、従来行われている家電リサイクル法で消費者も負担していますよね。それについての負担なしに十分採算がとれるということですから、これは、行政として負担をできるだけ業者のほうに回していける可能性はあるのかなという感じはします。

だから、設計次第だと思います。真に受けて、行政も負担して何でもやります、どうぞという形ではないと、そういう感じはしますけど。

これはきっちり計算する必要があるかなと思います。

○**委員** ただ、回収資源には市況があって、現在、資源の市況が堅調なのです。

彼らが心配なのは、もし市況が悪くなって在庫を抱えたときにどうするのかであって、資源回収業者のそのようなリスクはどこかで見てあげないとやる気にならないですよ

ね。その辺のバランスだと思うのです。だから、ある程度こちらも何らかの負担をしないと、彼らのリスクを見てあげることと動かないんじゃないかなというふうに思っています。

ついでに、余りにもさらっと説明があったんですけども、小型家電のリサイクル法ですが、これは環境省が今回の国会で通す予定ですので、もう少し、研究されたほうがいいんじゃないかと思います。このシステムが使えるならば使うべきです。

今の国会は、ほかのこともめているのでわかりませんが、間近に迫ったものだと思います。

○会長 今、「市況」という言葉もありました。実際、リサイクルで問題になっていくのは、民間の場合ですと、市況がよければいいんですけども、悪くなると動きにくくなってしまう。だから、行政の重要な部分はそこだと思うんです。というのは、市況にかかわりなく、公益のために事業ができるという側面。逆に言うと、税金の無駄遣いということも言われてしまうかもしれませんけども、そこは民間との違いだと思います。

第一目的は危険有害なものの適正なマネジメントということであれば、その部分を第一目的と考えて、市況にかかわらず、安全な処理を選べるということがあり得ると思います。民間のリサイクルは、そういう市況に応じて、実際に小型家電がいいのは、そういう市況の面があると思うんですけども、それが一時期その市場が崩れてしまいますと、そういったルート自体も危なくなってくる。そこを支えるのが行政ではないかと思いますので、そういう意味でも、特に区での分別法というか収集法というか、その部分は十分考えないといけないと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

特に6ページにありますような論点整理の部分ですけども、考え方としてはここに整理がしてありますけども、何かお気づきの点やこういった点を注意すべきということがございましたらお願いしたいと思います。

小型家電の話題が出ておりますけども、特にそれに関しまして、国のほうでもそういう法律がつけられようとしております。それについて、豊島区が乗るか乗らないかということも含めて、特にご議論いただきたいと思います。

○委員 コストの面とか市況の話が出ましたので、コストの面からいきますと、例えば回収するコストと、また解体したり、資源化したりしてそこから運び出すコストは、やはり違った次元で考えられるのかなと思うんです。

そうすると、区民の皆さんからしてみれば、身近にある行政のほうで回収してくれれば、分ける手間がないから、そのまま小型家電でも何でも、そうやって分けられる、身近にある区の施設に出せるほうがいいのかもしれない。逆を返せば、回収の費用はかかって、なおかつ、解体の費用もかかるということで、それを一緒にたに全部行政でどうか、豊島区でやる必要は、私は無いのではないかなと思っているところです。

それはというと、専門知識もないのに、たかが小さい家電を解体したぐらいで、どれ

だけ価値が上がっていくのかといたら、そうじゃないと思います。それぐらいしかできないのであれば、むしろ小型家電や何かというのは、今まだ区でそれほど力を入れる分類じゃないのかなと単純に思います。

ただ、区民の皆さんが出しやすいという観点からしたら、例えば区の施設20何カ所とか30カ所、あるいはもっといっぱいある施設に持っていけば、処分してくれますよということは非常にいいとは思いますが。そこから二次的な解体だとか、そこまでは、私は豊島区でやることではなくて、ある意味で、そういうものをストックしておくところを確保して、区の施設、あるいは区有施設があって、空いているところがあるとすれば、そこでストックしておいて業者に来てもらうということのほうが、単なるコストから考えたら、その点が一番なのかなという気持ちはずっとしているところでございます。

ちなみに、小型家電ぐらいの、練馬区でやっている品目ぐらいだったら、正直な話、買い替えだとか、いろんなことがあったときに、それこそ量販店だとか、次の買い替えたものを買ったお店で処分してくれるのかなと思います。デジカメだとか、こういうものを、殊さら行政でこれをやるために、何かまたプラスアルファのコストをかけてやる必要はないんじゃないかという、内容が余りよく見えないところがありますので、本当に単純な私の個人的な私見でありますけども、そんなような気がします。

聞くとしたら、練馬区で回収することは、私はいいと思うんですけど、回収して手で解体するのに関しては、相当コストがかかるというような注釈があります。練馬区の、10ページや何かいろんな意味でかかる、そういうのが出ていますが、ここら辺は、まだ始めたばかりだからわからないと、さっきご説明があったんですけども、他区というか、先ほど言った調布だとかほかでもやっていますね。そういうところや何かの、回収にかかるコストと解体したり資源化したりするコストの比率というのがわかれば、教えていただきたい。

○資源循環課長 練馬区の事例で、ここで「職員の手で解体し」と書いてあるんですが、今確認しましたところ、練馬区のシルバー人材センターに委託しています。区が解体していることは間違いないんですが、職員がみずからやっているということではなくて、シルバー人材センターのほうに作業をお願いしている。もちろん委託経費は払っているということだそうでございます。

まだ始めたばかりなので、私どものほうでもまだ情報不足でございまして、どのぐらいの比率かというのは今後調べたいと思います。

○会長 今の小型家電等の収集方式で、行政でやるケースがまだ始まったばかりというお話もあったんですけども、6ページの論点整理の一番下の図で見ると、区民の排出、項目別に店頭等へとあります。これは現状あるインクのカートリッジ等にも見られますように、品目別に店頭に行くケースと実際に区の拠点回収、そういったケースもあると思うのですが、ごみの排出で下に行く矢印と、上の区に行く部分と、民間に行く分があります。

論点2のところを見ると、区のほうから民間に行く流れと中間処理に行く流れがあって、2本立てになっているということですね。

今の小型家電に関しても、そういう考え方が成り立つんじゃないかと思うのですが、恐らく練馬区のケースでもこういう形を考えているのではないかと。ただ、現状、小型家電に関して販売店で回収する仕組みが整っていないので、まず先行して区のほうで取り組んでいるというのが多分実情かと思います。だから、最終的に、もしこれで採算がとれるようになってきましたら、区は当然やらなくていい話であって、今なぜやるかという、民間でまだ進んでいないので、取っかかりとか先陣を切って区のほうで仕組みづくりを手伝いとか土台をつくるということかかと思っています。

だから、現状はそういうことだと思えるのですが、最終的には、こういったリサイクルでもうかるリサイクルは行政がやってはいけないわけで、当然、民間にゆだねるべきだと思います。先ほど言いましたように、市況にゆだねられるようなリサイクルというのを補完するのが行政の役割でもあるということですので、そこも考えなくてはいけないということです。

だから、ここでは、小型家電について今、状況としては2本立てで考えられているのではないかなというのが率直な感想です。練馬の場合でも調布の場合でも、恐らく同じような考え方ではないかと思っています。

そういった場合に、豊島区としてどうしようかというのを特に議論していただきたいところです。

○委員 小型家電のリサイクルで、制度案を見ますと、リサイクルの取り組みが可能な自治体が参加ということで、自治体に任せるということになっています。容器包装リサイクル法に類似したスキームで検討されていることとということですが、一生懸命やればやるほど、自治体の持ち出しが、企業や事業者よりも非常に多いわけで、これは本当に、このスキームでどれだけの自治体に取り組むか、非常に疑問だと思います。

その点で、国がこういう制度をつくるということは、国が本気になって、ごみを出さないというリサイクルをしっかりと進めるといって、こういう立場に立っていないとか、その本気度が問われていると思います。制度案もまだ具体的にはなっていないと思いますが、これだけ見てもそう感じるわけですし、そういう点では、なかなかこの小型家電リサイクル法を自治体が積極的に取り組むということにはならないんじゃないかと思うのです。先ほど練馬のお話がありましたけど、こういう方向で豊島区が取り組むというのはいかがなものかと思っています。

以上です。

○委員 練馬区で集めた資源を、最終的にはどこへ持って行って、だれが中身をとっているんです。メタルとか金とか銀とか、どういう方法でとっているのか。適正な方法で取り出しているのでしょうか。

今回のこの法律の目的は、日本では出ない鉱物が含まれているものを海外に出さない

で、日本でまたもう一回とりたいということだと思います。小型家電のリサイクル法はこれを明記しなければいけない。ただし、集めたものを解体しなくても、そのまま燃やせばきっと金属がとれるのであれば、経費的なものは相当下がるのではないか。それをだれがやるのか。各清掃工場で行うのか、そういう民間業者が行うのか。

ですから、蛍光灯の話も、私も事業所をやっているのですが、事業所に全部置いてあります。その蛍光灯に関しては、事業所と回収する会社が契約しまして、年に何回か、回ってとってきなさいとしています。処分費に関しては事業所とその処理業者が契約していて、我々は運搬だけをしています。あと、地方に行きますと、「エアコン幾らで買います」、「オートバイは幾らで買います」と看板がいっぱい出ていることがありますよね。聞いた話では外国の人が、自分の国に持って帰ってもう一回組み立てているらしいです。定期的にトレーラーが来て、持って帰る。自転車にしても、結構売れるみたいなんです。ですから、要らなくなった自転車は、一般的にそういう外国人の方が買う単価は1台1,500円だと聞きます。オートバイは3,000円から5,000円ぐらい。

ですから、廃家電に関しても、だれが最終的に中の鉱物をとるのか。これが決まらなないと何となく先に行かないような気がしないでもないかなと思います。すると、そこではっきりわかってきて、その資源に非常に高いものが入っているとなったときに、集めることだけでも十分に区のほうで採算がとれる可能性があるのか。それが分かってきてから、多分議論にいくのでしょうか。それがわからないのに、やりましょう、幾らで売却益が出るかわからないということでは非常に難しいなと思います。

リサイクルに関しては、あくまでも本当に国内で全部できるかといったら、できる可能性は非常に少ないと思います。古紙にしても何にしてもそうなんです、もうほとんどの、言い方をかえると、リサイクル製品というのは人件費の安い国に行かないとできないのかなという気がします。ただ、東南アジアのほうでも、だんだん人件費が上がってきていますから、もっともっと今度は南のほうに下っていくリサイクルというのは出てきています。

一般的には、ペットボトルのリサイクルとあったときに、人口が多いので、多くは中国に原料として輸出されていました。そうなってくると、市場があるからいいわけですよ。我々が着ているものの中で、中国から来ていないものは多分ないですよ。材料は日本から出して、縫製だけは中国でやっている。それを持ってきて、日本で販売するから安く売れる。人件費ですよ。例えば、高級なスーツとかがありますが、「何でこのスーツは安いんですか」と聞くと、「これは中国でつくったスーツだ」といいます。人件費が安い分だけ安く日本に入ってくる。紳士服のメーカーがありますよね。生地は日本から送って、外国で縫製したものが日本に来るわけです。そうすると、スーパーあたりで売っている、かえズボンが1枚1,000円とか、スーツに関してもズボンが1本サービスでついて3万円以下とかで買えます。これでは、人件費の面で、日本は絶対勝てない。

そういうような時期に来ていますから、リサイクルの単価を決めるのはだれなのかということになると、下手すると、これは外国じゃないのか。日本では多分人件費が高くてつけられない。

私の知っている会社で、家電から金属を回収する業者があります。そこは、産業廃棄物の中間処理と焼却という許認可をとってやっている。金属やレアメタルとか金をとることもやっています。その含有率が一番高いのは携帯電話、パソコンが圧倒的に多いのです。また、パチンコ台がありますよね。あのなかにも、非常に多くの金属が含まれています。ですから、高価で売れるんですね。ただ、海外に流れることも多いと聞きます。

ですから、廃家電リサイクル法は当然やらなきゃいけないという方向に行きます。ただ、それに関しては、メーカーがやるのか国がやるのか各市町村がやるのかということになると、どこかにまた負担が来ます。市町村が一番大変になりますよね。ですから、その他プラスチックに関してもそうなんですけど、集めるコストとリサイクルするコストがあります。これはメーカーがお金を出しますけど、集めてきて、それを分別させて、こん包して保管して、ここだけで最低、我々も仕事をやっていますけど、キロ45円ぐらいはかかります。

本来は、一般廃棄物から出てくるプラスチックに関しては、昔は燃やしていました。ところが、法律ができたから、今は分別していると。だけど、集めてこん包して、そしてリサイクルできるまでのものをつくっていくという単価として、これは本当に適正なのだろうか。だから、これを国がやるのであれば、その部分をもっと国がお金を出さないといけないのかなということを感じます。

我々もその他プラスチックをやっていますが、こんなものが本当にリサイクルできるのかというぐらいひどいです。最初のころは、お弁当の中身が入ったままのものも来ました。それでもやらなくてはいけません。そうすると、それに関しては、全部洗って、粉砕します。それを溶かして材料にしたときに、溶かしたものを指定法人が見ます。その中の異物が入っているものが多いと、会社のランクが落ちてしまうのです。それで、入札してとれる単価の数量は決まっちゃうのです。ですから、今の段階では、塩素が多いとかありますけど、一たん出来上がった、そういうプラスチックを溶かして広げて、光に当てて、どのぐらいの異物が入っているかということを確認して、いいものをつくっているかどうかの確認をする。果たして、そこまでする必要があるのかなということを感じます。

ですから、逆に言うと、日本の清掃工場では十分に電力をとることはできますよね。清掃工場で電気をつくるほうへ考えたほうがもっともっと明るい、余分なお金をかけないで安全な生活ができるのではないかと思います。

以上、それだけです。

○会長 小型家電の新品ですけども、これは基本的に海外流出を避けるための仕組みだと思っています。現状で、実際、今お話がありましたように、海外に小型家電が逃げてしまっ

ているので、今のこの制度案ですけど、そこを囲い込もうというのが一つの目的なのだと思います。

○委員 ただ、日本も外国もほしい、ほしいと言ったときに、単価が出てきますから、それで負けたら残りません。高く買って欲すれば、高いほうへ行きます。ですから、今、ペットボトルが大体ベールのままだでもどんどん売れているわけです。ベールのままで、キロ50円くらいです。フレークにしても、キロ80円でしか売れない。お金をかけてフレークにする必要性がなければ、ベールでいいじゃないのというふうに、心情的になりますね。

それと同じように、いかにして単価の設定をだれがするか。そして、海外に行くことをとめると言っているけど、自由に行ってしまうものはとめられない。そういう点においては、何らかの単価を切りますね。海外に出したときに対する罰則があればいいのですが、罰則がないと自由になってしまいます。

それと、ごみ処理業者は1台幾らで仕事をもらっています。大体4トン車で8万くらいですよ。そうすると、その8万円の中から、いかにして最終処分場に行かないように減らすかです。ですから、一般的に言うと、8万円で受けて、中間処理工場に行くときには少なくとも3万5,000円くらい取られます。3万5,000円を下げるためには、とりあえず自分の工場で分別して、お金になるものと分けて、本当に最後の最後に行くものだけを少なくすれば、3万5,000円が1万5,000円になると、会社の利益はたくさんありますよというのが現状ですね。

あくまでも、リサイクルというのは非常に言葉としてはいいのです。そこに、「だれがもうかるのか」ということになると、だれがもうかるんでしょうか。この辺の問題だと思います。それがもう少し国の方なり行政の方が頑張ってくださいただければ、市民の方も全体的にやろうという気持ちになるのではないのでしょうか。今はやろうという気持ちはあるけれど、残念ながら、「幾らでやるのか」と言ったときに、難しいのではないのでしょうか。これだけになるからやりましょうというのはいない。それはちょっと非常に難しいリサイクルかなという気がしますけども、いかがでしょうか。

○会長 議論も難しいところかもしれません。

今のことに関して、あるいは、もうその他でも構いませんけれども、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいのですが。

お願いします。

○委員 分解して、金、銀、銅を回収するということで、私の経験の話をさせていただきますと、私は以前、灰溶融炉の設計をやっていました。焼却灰を磁選機とかアルミ選別機で分けて、そういうものを除いてから溶かします。溶かして、スラグとメタル分を分離させるのですが、メタル分の中に結構金、銀が多いのです。ですから、普通のスクラップよりは結構高い金額で売っていました。私も成分表を1回見たことがありますが、金鉱山よりは全然高い比率です。

ですから、人間が手をかけて分解して何とかとるというのもありますし、この前見ていただいたように、時間何百トンという破砕機で粉々にして、そこで金属分とか、そういうのを全部回収して、さらに燃やして、多分あれで出てくるメタルも、そういう形で金、銀が出てきていると思います。そういう回収方法もあるんじゃないかなということをつけ加えさせていただきます。

あと、時間がないので、関連して、この中で、粗大ごみの手数料があります。この中でマットレスがこの前見たとき、見ていても非常に手間がかかっていました。それがここで見ると、300円というのはいかにも安いので、これは区で決めるんじゃないかと、一組のほうで決められた数字なので、ぜひこれはもうちょっと高目に設定してもいいのではないかと一組のほうに話ししてもいいのではないかと。

○資源循環課長 資源循環課のほうから補足説明させていただきます。

粗大ごみの処理手数料につきましては、今、各区でごみ処理手数料をキロ当たり32円50銭でやっております。これは事業ごみの場合、袋にシールを張っていただくのですが、そういうのがキロ当たり32円50銭です。収集と処理、それから埋め立てまで含めて32円50銭ですが、その数字をもとに、いすとかベッドは色々なものがありますから、正確に言えば、一つ一つを測らなければいけないところです。しかし、便宜的に10キロ未満のもの、それから20キロのもの、30キロのものというふうに分けておりまして、現在、換算では、基本料金といいますか、10キログラムの分類のものが300円、20キログラムのものが600円、30キログラムのものが900円と各区で規則を決めております。

したがって、一部事務組合で決めているものではありません。マットレスについては10キロの分類のところに入れてまして、300円という値段がついております。

あと、その上にベッドマットというのがございまして、マットレスは300円なんですけど、ベッドのマットになりますと、こちらのほうは900円というようなものになっております。

○会長 この前の破砕の場所で見えたマットというのは、ベッドマットだということですね。お願いします。

○委員 私も、また重なる質問になりますけど、この間の視察のときにも疑問に思って、聞く場がなかったので質問させてください。

焼却灰の中からかなりの割合で金属が出せる。金、銀、銅が回収できるというお話だったんですが、どれだけの金属を分類できるのか。レアメタルについてはどうなんだろうと非常に疑問に思ったのです。工場の中でも、まずは鉄が除かれる。その次に銅とか、そういう順番で、その他金属はなかなか分別できないのかなという、そういう印象を受けたのですが、それをわかる方がいらっしゃれば教えていただきたいのです。

○委員 清掃工場も灰溶融炉を持っている工場とあるわけですけども、中防のも入れて7カ所あります。もともとの趣旨は、いわゆる灰からスラグをつくるというのが一番の目

的で、いわゆるメタル類というのは溶融炉の底のほうにどうしてもたまってきます。ある意味で附属品みたいな形で最後に取り出すわけです。それはあくまでもメタル全体という感じで出てきますので、それを金とか銀とか分けているわけではありません。全体としてキロ幾らぐらいで売却するという形です。ほとんどは量的には銅が多いのですが、銅、鉄、金とか銀というのは、その中に一部入っています。その含有率とかというのは、いわゆる金属商の方が本当に一部を採取して、「このぐらいの成分がありそうだ」と言って入札をかけるという形を今とっています。

ですから、あくまでも、いわゆるメタルをとるのが目的で溶融しているわけではない。スラグをつくるのが本来の目的です。

○委員 それは承知の上ですが、もともとは灰の処理として溶融する。けども、新たな視点として希少金属を有効活用しようという視点が出てきたときに、その焼却灰はどれだけ可能性があるのかという、そういう研究が進んでいるのかどうかについてです。

○委員 今、非常に電力の問題とか色々ありまして、清掃工場全体でいいますと、灰溶融炉を、例えば一つの工場に溶融炉が2機ある場合は一つだけ動かすとか、そういう形で動かしています。非常に電力を食うものなのです。電気代を払っているというくらい電力を食います。ですから、一つの灰溶融炉を動かすだけで何千キロワットとか、そういう物すごくお金がかかっていますので、ペイできているとは思っていません。ですから、それを目的とすれば、プラスになるというふうにはとても思えません。

○委員 済みません。私もスプリングマットレスの件です。これも私も情報が古いのですが、これもここではなかなか処理が難しい、非常にやりにくいものだというご説明をいただきました。しかし、民間でこれは商売になるといって、かなりこれを中心に商売している方がいらっやいました。民間になる、かつ、行政収集の中でコストがかかってやりにくいならば、そっちのほうに出すという検討はなかったのかと思ったのですが、いかがでしょう。

○委員 マットレスはほとんど燃料になります。ですから、焼却して、それで電気をとっている会社もあります。

○委員 スプリングは。

○委員 スプリングは売ります。売却です。

○委員 鉄ですか。

○委員 我々も、解体して、マットに関してはそういう燃料として使ってくれるところに出します。表のきれがありますよね。これに関しても焼却できるので、燃料として出しています。ですから、プラスチック関係はすべて燃料、金属に関しては、もう一回金属ということなんです。表をはいで解体しますから、非常に大変なんです。

つまり民間ベースでやると、非常に高いお金になります。しかし、それをほかに持っていってしまうと、今度は逆に業者にたくさん処理料金をとられてしまう。ですから、我々は一生懸命買ってくれるというか、分別すれば引き取ってくれるところを探

すわけです。

ですから、先ほど足らなかつたんですが、一般的に、今、我々の業界では、パソコンに関しては1キロ60円くらいで売れますね。バッテリーも60円です。廃モーターが冷蔵庫、洗濯機についていますね。あれもばらしてモーターだけにすると1キロ60円くらいです。大体そういう単価ですね。決して悪い金額じゃないです。

ですから、一番いいのは、パソコンとかバッテリーですね。キロ60円というのは大変なお金です。10トン集めれば60万ですからね。ですから、今、アルミに関しても、いま大体、100円ちょっとなんですよ。夏場は多いですからね。

ですから、こうしたものはどこ行くのということになると、多分、外国かどっかです。国内で使うこともあるんでしょうけども、どうしても需要としては、人口が多いところがいい単価で買います。衣類なども東南アジアやアフリカで、リサイクルされて流通しているらしいです。あと、自動車の解体がありますね。そうすると、エンジンだけをとって、外国に持っていきらしいです。そうすると、ある会社の車は、「どんな古くてもいいからその車を買います」となります。日本で10万しかしないものを、向こうでは50万くらいで買うんです。そうすると、日本から行ったエンジンを乗せかえて、車をまたつくっちゃいます。右ハンドルとか左ハンドルも、向こうの国に合ったように改造するんです。

ですから、我々もごみの回収車、パッカー車があります。あの中古がすごい高く売れます。「もう要らない、だいが乗ったから売っちゃおうか」、「もうこれはどうしようもない、修繕は100万かかる」となります。しかし、全然これは走らないというのが売ると100万以上で売れる。ですから、外国あたりに行くと、東京都が売却した後の車がいっぱい走っているという話は聞きます。向こうでは日本の運送会社の車とパッカー車はかなり走っているそうです。日本だけです、こんな使い捨てというのは。非常に残念ですけどね。

以上です。

○会長 まだまだ話は尽きないところではございますけども、時間もちょっと過ぎてしまいましたので、本日もさまざまご意見をいただきました。これまでこの審議会では、可燃ごみの処理と資源化については、プラスチック、生ごみ、紙類について、品目別に検討を行ってまいりました。今回、不燃ごみ、粗大ごみの処理、資源化について検討いただいたという流れに沿っております。これまでの可燃ごみ、不燃ごみをあわせて、大きくごみに関しまして、それから資源化を含めました処理側の問題を主に議論いただいてきたこととなります。ここまでの議論は中間まとめ素案として部会のほうでも敲きまして、まとめました後、これをもとに次回の審議会でこの中間まとめ素案を議論していただくこととなります。この取りまとめに時間がかかるため、多少時間をいただくということで、次回は若干先になってしまうんですけれども、11月上旬の開催ということでお願いしたいと思います。

事務局からこの件に関しまして補足がございましたら、お願いいたします。

○資源循環課長 まず、中間のまとめの素案につきましては、今後、作業部会をお願いするわけではありますが、その間、各委員の皆様にもその都度報告を郵送等でさせていただきます。各回、ご意見等がございましたら、内容に反映させていきたいと事務局としては考えております。

また、今、会長からございましたように、次回は11月の開催でございます。3カ月前ですので確定というわけではございませんが、今、事務局のほうでスケジュール調整しているところでは、11月8日（木）を一つのめどとしておりまして、そのころを予定しております。

もちろん10月に入ってから、正式には日程等をまたご案内をするわけでございますが、現在のところの候補としては11月8日が第一ということで考えております。

また、本日の色々なご審議の内容につきましては、会議録を早速作成いたしまして、なるべく早目に各委員のもとにお送りいたします。また委員の皆様にはご点検いただき、またさらにお気づきの点がございましたらば、事務局のほうまでご連絡いただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○会長 それでは、ありがとうございます。

ほかに特にございますでしょうか。

○委員 この前の清掃工場に行きまして、スプレー缶の話が出ましたでしょう。うちは同居していますから、お嫁さんに帰ってから聞いたところ、区から来たごみの収集のパンフレットの最後には、ちゃんときちんとガス抜きをして出すことと載っているそうです。しかし、各ステーションにはそういうのは書いていないですね。だから、残っているボンベがあつたりして、バーンって火事になってしまうのでしょう。

だから、皆さんに申しわけないですけど、マンションとかアパートとかの方はそういうのを見ないで、ぱっと捨てるのかもしれないから、ステーションに、「きちんとガス抜きをしてください」とか、あるいは、「スプレー缶だけを別にして捨てるように」とかを周知なさったらいかがですか、と思いました。

以上です。

○会長 事務局、どうぞ。

○資源循環課長 おっしゃるとおりでございます。なお、参考までに、このような形でチラシをつくっております。必要に応じて各集積所等にも張り出すようにしておりますので、ただいまのご意見は受けたまわりたいと思っております。

○会長 それでは、これを持ちまして、第6回豊島区リサイクル・清掃審議会を終了させていただきます。

委員の皆様ありがとうございます。お疲れさまです。

(17時10分閉会)

<p>提出された資料等</p>	<p>資料第 6 - 1 号 前回審議会の確認事項について 資料第 6 - 2 号 「金属・陶器・ガラスごみ」「粗大ごみ」の適 正処理と資源化</p>
-----------------	---